



# 山形県公報

令和8年5月29日(金)  
第707号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……544
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米戦略推進課) ……同
- 地域登録検査機関の業務の廃止の届出……………(同) ……546
- 国土調査の成果の認証……………(農村計画課) ……547
- 同……………(同) ……同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 農用地利用集積等促進計画の認可……………(農村整備課) ……同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 博物館の登録……………549

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の施行に関する規則……………同

### 病院事業局関係

#### 規 程

- 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程……………556

### 公 告

- 令和8年度毒物劇物取扱者試験の実施……………(健康福祉企画課) ……557
- 令和9年度東北農林専門職大学附属農林大学校入校者の募集……………(農政企画課) ……同
- 令和8年度教科書展示会の開催……………(教育委員会) ……558
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(中央病院) ……559
- 同……………(同) ……同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(新庄病院) ……同
- 同……………(河北病院) ……560

### 正 誤

**告 示**

**山形県告示第443号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和8年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団湖聖会	デイサービスセンター満天の家 西置賜郡小国町大字幸町6番1号	通 所 介 護	令和 8. 4. 30

**山形県告示第444号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
みちのく村山農業協同組合  
代表理事組合長 三浦 康彦  
村山市楯岡北町一丁目1番1号
- 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			備 考	変更年月日
変 更 前	変 更 後			
有路 拓矢 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和8年4月17日	
芦野 和弘 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左			
押切 智志 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左			
黒沼 洋昭 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左			
齋藤 忠晴 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左			
後藤 理 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左			
石山 卓也 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左			
前田 和弥 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左			
奥山 和直 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左			
加藤 清宏 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左			
村岡 真人 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左			

草刈 一人 玄米、大豆、そば	同 左
軽部 和敦 玄米	同 左
志村 秀弥 玄米、大豆、そば	同 左
伊藤 和宏 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
齋藤 淳哉 玄米	同 左
高橋 浩樹 玄米、大豆	同 左
三浦 弘之 玄米、大豆、そば	同 左
笹原 貴久 玄米、大豆、そば	同 左
加藤 雄二 玄米、大豆、そば	同 左
奥山 康和 玄米、大豆、そば	同 左
尾崎 洋介 玄米、そば	同 左
草薙 範明 玄米、大豆、そば	同 左
斉藤 亮 玄米、大豆、そば	同 左
柳元 穰 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
星川 雄宇 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
大崎 卓也 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
阿部 宣幸 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
辻村 憂 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
岸 裕 玄米、大豆、そば	同 左
西尾 健 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
押切 祐輔 玄米、そば	同 左
笹原 恵介 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
遠藤 泰志 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
遠藤 博幸 もみ、玄米、大豆、そば	遠藤 博幸 もみ、玄米、小麦、大豆、そば

大地 理寛 もみ、玄米、大豆、そば	大地 理寛 もみ、玄米、小麦、大豆、そば
井澤 啓太 もみ、玄米、大豆、そば	井澤 啓太 もみ、玄米、小麦、大豆、そば
仲嶋 祐介 もみ、玄米、大豆、そば	仲嶋 祐介 もみ、玄米、小麦、大豆、そば
藤橋 柊人 もみ、玄米、大豆、そば	藤橋 柊人 もみ、玄米、小麦、大豆、そば
齋藤 義典 もみ、玄米、大豆、そば	齋藤 義典 もみ、玄米、小麦、大豆、そば
井上 祐 もみ、玄米、大豆、そば	井上 祐 もみ、玄米、小麦、大豆、そば
仲嶋 朝美 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
土海 圭介 もみ、玄米、大豆、そば	土海 圭介 もみ、玄米、小麦、大豆、そば
五十嵐 佳尚 もみ、玄米、大豆、そば	五十嵐 佳尚 もみ、玄米、小麦、大豆、そば
佐藤 愛一郎 もみ、玄米、大豆、そば	佐藤 愛一郎 もみ、玄米、小麦、大豆、そば
大場 直子 もみ、玄米、大豆、そば	大場 直子 もみ、玄米、小麦、大豆、そば
有川 泰人 もみ、玄米、大豆、そば	有川 泰人 もみ、玄米、小麦、大豆、そば
伊藤 祐司 もみ、玄米、大豆、そば	伊藤 祐司 もみ、玄米、小麦、大豆、そば
早坂 恒亮 もみ、玄米、大豆、そば	早坂 恒亮 もみ、玄米、小麦、大豆、そば
相馬 洸矢 もみ、玄米、大豆、そば	相馬 洸矢 もみ、玄米、小麦、大豆、そば
小内 貴宏 もみ、玄米、大豆、そば	小内 貴宏 もみ、玄米、小麦、大豆、そば
尾内 大輔 もみ、玄米、大豆、そば	尾内 大輔 もみ、玄米、小麦、大豆、そば
丹 康雅 もみ、玄米、大豆、そば	丹 康雅 もみ、玄米、小麦、大豆、そば

山形県告示第445号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第8項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり業務を廃止する旨の届出があった。

令和8年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

有限会社タカハシ

代表取締役 高橋 通博

北村山郡大石田町大字田沢2280番地2

- 2 廃止年月日

令和8年5月31日

**山形県告示第446号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和8年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
山形市
- 2 調査を行った期間  
令和4年3月16日から令和6年3月5日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
山形市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字青野の一部
- 5 認証年月日  
令和8年4月22日

**山形県告示第447号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和8年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
白鷹町
- 2 調査を行った期間  
令和4年8月12日から令和6年3月5日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
西置賜郡白鷹町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字萩野の一部（041）
- 5 認証年月日  
令和8年4月22日

**山形県告示第448号**

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和8年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事 業 名	地 区 名	工事完了年月日
農村地域防災減災事業（特定農業用管水路等特別対策事業）	天童豊栄下流地区	令和8年3月18日

**山形県告示第449号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和8年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
山形市	87者	山形市北志戸田77番ほか251筆
上山市	25者	上山市金谷字沖中1657番ほか124筆
天童市	9者	天童市大字藤内新田字長沼1288番1ほか85筆
山辺町	6者	東村山郡山辺町大字大寺字沢江3893番1ほか19筆
中山町	2者	東村山郡中山町字中山162番ほか2筆
寒河江市	87者	寒河江市大字谷沢字平野山1755番186ほか333筆
河北町	24者	西村山郡河北町谷地字沢畑へ806番1ほか54筆
西川町	2者	西村山郡西川町大字睦合字津沢甲254番4ほか3筆
朝日町	1者	西村山郡朝日町大字三中字本能中乙758番2
大江町	13者	西村山郡大江町大字三郷字高瀬乙1103番2ほか33筆
村山市	16者	村山市大字楯岡字楯岡西8090番1ほか55筆
東根市	19者	東根市大字東根元東根字白金4954番1ほか53筆
大石田町	20者	北村山郡大石田町大字田沢字小菅2929番ほか128筆
新庄市	4者	新庄市大字本合海字吉原1879番35ほか44筆
金山町	1者	最上郡金山町大字山崎字三枝547番
大蔵村	1者	最上郡大蔵村大字赤松字福地山2601番1
米沢市	4者	米沢市大字築沢字西ノ在家2683番ほか41筆
南陽市	10者	南陽市郡山字塚田572番ほか54筆
高島町	8者	東置賜郡高島町大字船橋字西田553番2ほか21筆
川西町	2者	東置賜郡川西町大字下小松字町尻2931番ほか15筆
小国町	1者	西置賜郡小国町大字新股字豊里340番ほか50筆
白鷹町	6者	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲字小祠2338番ほか34筆
遊佐町	5者	飽海郡遊佐町豊岡字朝嵐70番ほか23筆

## 2 認可年月日

令和8年5月20日

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第8号

博物館法（昭和26年法律第285号）第11条の規定により、次のとおり博物館の登録をした。

令和8年5月29日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 須 貝 英 彦

- 1 登録年月日及び記号番号  
令和8年5月21日  
山形第5号
- 2 設置者の名称及び住所  
鶴岡市  
鶴岡市馬場町9番25号
- 3 名称  
鶴岡市立加茂水族館
- 4 所在地  
鶴岡市今泉字大久保657番地1

## 公安委員会関係

### 規 則

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の施行に関する規則をここに公布する。

令和8年5月29日

山 形 県 公 安 委 員 会  
委 員 長 柴 田 曜 子

#### 山形県公安委員会規則第4号

##### 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の施行に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号。以下「法」という。）及び盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則（令和8年国家公安委員会規則第8号。以下「施行規則」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（指示）

第2条 法第11条に規定する指示は、指示書（別記様式第1号）を交付して行うものとする。

（営業停止命令）

第3条 法第12条に規定する営業停止命令は、営業停止命令書（別記様式第2号）を交付して行うものとする。

（報告徴収）

第4条 法第13条第1項の規定により報告又は資料の提出を求めるときは、報告（資料提出）要求書（別記様式第3号）により行うものとする。

- 2 特定金属くず買受業を営む者は、前項に規定する報告（資料提出）要求書に基づき資料を提出するときは、提出書（別記様式第4号）を併せて提出しなければならない。

（他の公安委員会への通報）

第5条 他の公安委員会の管轄区域において特定金属くず買受業を営む者に係る違反行為を把握したときは、当該公安委員会に対し、通報書（別記様式第5号）より違反事実を通報するものとする。

#### 附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

山形公委 第 号  
年 月 日

住所  
氏名又は名称 殿  
代表者の氏名

山形県公安委員会 印

指示書

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第11条の規定により、次のとおり指示する。

違 反 事 項	
指 示 事 項	
理 由	

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます（訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第2号（第3条関係）

山形公委 第 号  
年 月 日

住所  
氏名又は名称 殿  
代表者の氏名

山形県公安委員会 印

営業停止命令書

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第12条の規定により、次のとおり営業の停止を命ずる。

停 止 の 範 囲	
停 止 の 期 間	年 月 日から ( 日間 ) 年 月 日まで
処 分 の 理 由	

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます（訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第3号（第4条関係）

山形公委 第 号  
年 月 日

殿

山形県公安委員会 印

報告（資料提出）要求書

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第13条第1項の規定に基づき、次の報告（資料提出）を求めます。

営業所	名 称	
	所在地	
要 求 す る 内 容		
期 限		

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます（訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第4号（第4条関係）

提出書

年 月 日

山形県公安委員会 殿

住所  
氏名

年 月 日付け山形公委 第 号により、山形県公安委員会から要求のあった資料を提出します。

番号	提出資料名	数量	返還の要否	備考

備考 山形県公安委員会は、資料を返還したときは、備考欄に顛末を記入する。

別記様式第5号（第5条関係）

山形公委 第 号  
年 月 日

公安委員会 殿

山形県公安委員会

通報書

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第11条又は第12条の対象となる事案について、次のとおり通報する。

1 法第3条第1項及び規則第1条第4項に掲げる事項

(1) 氏名又は名称

(2) 住所

(3) 営業所の所在地

(4) 特定金属くず買受業を営もうとする者が法人である場合には、その代表者の氏名

(5) 営業所の名称

(6) 営業所の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先に係る情報

(7) 特定金属くずの保管場所の所在地

2 届出年月日	年 月 日
3 届出番号等	
4 当該違反行為をした者に関する事項	
5 当該違反行為をした年月日	年 月 日
6 当該違反行為の内容	
7 添付書類の目録	
8 通報元担当者	警察本部 課 警電 職名 氏名
9 通報を受けた者	上記のとおり通報を受けた。 年 月 日 警察本部 課 階級 氏名

注：記載欄が不足する場合は、行を挿入し、又は別紙を用いること。

## 病院事業局関係

### 規 程

**山形県病院事業管理規程第10号**

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年5月29日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

**山形県立病院料金規程の一部を改正する規程**

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

宿泊施設使用料	河北病院における健康診断を受けるに当たり河北病院長が指定する宿泊施設を利用する場合	6月1日から7月6日まで及び7月18日から8月17日までの期間の利用	1泊につき	6,800円
		上記以外の場合	1泊につき	6,300円

を

宿泊施設使用料	河北病院における健康診断を受けるに当たり河北病院長が指定する宿泊施設を利用する場合	6月5日から7月5日まで及び7月18日から8月23日までの期間の利用	1泊につき	6,800円
		上記以外の場合	1泊につき	6,300円

に、

薬剤料	助産に係る診療等を受ける場合	選定療養の対象となる長期収載品	長期収載品と後発医薬品の価格差の4分の1に相当する額
		上記以外の場合	標示価格に相当する額
	上記以外の場合	選定療養の対象となる長期収載品	長期収載品と後発医薬品の価格差の4分の1に相当する額に1.1を乗じて得た額
		上記以外の場合	標示価格に相当する額に1.1を乗じて得た額

を

薬剤料	助産に係る診療等を受ける場合	選定療養の対象となる長期収載品	長期収載品と後発医薬品の価格差の2分の1に相当する額
		上記以外の場合	標示価格に相当する額
	上記以外の場合	選定療養の対象となる長期収載品	長期収載品と後発医薬品の価格差の2分の1に相当する額に1.1を乗じて得た額
		上記以外の場合	標示価格に相当する額に1.1を乗じて得た額

に、

透析患者食事提供料	1食につき	760円
-----------	-------	------

を

透析患者食事提供料	1食につき	800円
-----------	-------	------

に改め、同表の備考第4項中「長

期収載品と後発医薬品の価格差の4分の1に相当する額」を「長期収載品と後発医薬品の価格差の2分の1に相当

する額」に改める。

#### 附 則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。

## 公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和8年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 試験の日時及び場所

日	時	場 所
令和8年9月4日（金）		山形市上柳260番地
午後1時30分から午後3時30分まで		山形県立保健医療大学

### 2 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

### 3 受験手続

受験願書を令和8年6月3日（水）から同月24日（水）までの間に、山形市松波二丁目8番1号健康福祉部健康福祉企画課薬務係に提出すること（郵送による提出の場合は簡易書留とし、同日までの消印のあるものに限って有効とする。）。

### 4 その他

詳細については、健康福祉部健康福祉企画課薬務係（電話番号023(630)2662）又は最寄りの保健所（山形市保健所を除く。）に問い合わせること。

令和9年度東北農林専門職大学附属農林大学校の入校者を次のとおり募集する。

令和8年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 募集人員

40名

### 2 応募資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校を卒業した者（令和9年3月に卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認めた者

### 3 応募手続

入校志願書を次の期間内に新庄市大字角沢1366番地 東北農林専門職大学附属農林大学校に提出すること（郵送による提出の場合は、当該期間の末日までの通信日付印があるものに限って有効とする。）。

- (1) 学校推薦型選抜 令和8年10月16日（金）から同月23日（金）まで
- (2) 一般選抜 令和8年11月17日（火）から同月24日（火）まで

### 4 選考試験

#### (1) 学校推薦型選抜

- イ 期 日 令和8年11月5日（木）  
ロ 場 所 東北農林専門職大学附属農林大学校  
ハ 試験科目 小論文及び面接

#### (2) 一般選抜

- イ 期 日 令和8年12月2日（水）  
ロ 場 所 東北農林専門職大学附属農林大学校

ハ 試験科目 数学Ⅰ、生物基礎及び農業と環境の3科目の中から選択した1科目、現代の国語・言語文化（古典を除く。）、小論文並びに面接

5 その他

- (1) 東北農林専門職大学附属農林大学校への入学については、1から4までに掲げる事項のほか、令和9年度東北農林専門職大学附属農林大学校学生募集要項に定めるところによる。
- (2) 詳細については、東北農林専門職大学附属農林大学校（電話番号0233(22)1528）に問い合わせること。

令和8年度における教科書展示会の開催は、次のとおりとする。

令和8年5月29日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 須 貝 英 彦

1 教科書展示会の開始の時期

令和8年6月12日（金）

※置賜総合文化センターは同月22日（月）

2 教科書展示会の期間

14日間 各日午前9時から午後4時45分まで

3 会場及び展示内容

教 科 書 展 示 会 会 場	展 示 内 容
天童市大字山元字犬倉津2515番地 山形県教育センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教科書</li> <li>・中学校用教科書</li> <li>・高等学校用教科書</li> <li>・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)</li> </ul> ※ 一般図書を含む
山形市城西町二丁目2の15 山形市総合学習センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教科書</li> <li>・中学校用教科書</li> <li>・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)</li> </ul>
寒河江市大字西根字石川西355番地 村山教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教科書</li> <li>・中学校用教科書</li> <li>・高等学校用教科書</li> <li>・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)</li> </ul>
村山市中央一丁目3番6号 北村山視聴覚教育センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教科書</li> <li>・中学校用教科書</li> <li>・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)</li> </ul>
新庄市金沢字大道上2034番地 最上教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教科書</li> <li>・中学校用教科書</li> <li>・高等学校用教科書</li> <li>・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)</li> </ul>
米沢市金池三丁目1番14号 置賜総合文化センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教科書</li> <li>・中学校用教科書</li> <li>・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)</li> </ul>
長井市高野町二丁目3番1号 置賜教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教科書</li> <li>・中学校用教科書</li> <li>・高等学校用教科書</li> <li>・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)</li> </ul>
東田川郡三川町大字横山字袖東7番1号 庄内教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教科書</li> <li>・中学校用教科書</li> <li>・高等学校用教科書</li> <li>・特別支援学校用教科書 (小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)</li> </ul>

酒田市本町二丁目 2 番45号  
酒田市役所本庁舎 6 階

・小学校用教科書 ・中学校用教科書  
・特別支援学校用教科書  
(小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)

備考 土曜日及び日曜日の開催並びに展示時間の延長等については、会場により異なる。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年5月29日

山形県立中央病院長 鈴木 克 典

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量  
IMPELLA補助循環用ポンプカテーテルセット  
(1) CP Smart Assistセット15件  
(2) 5.5 Smart Assistセット5件
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立中央病院事務部経営戦略課調達室 山形市大字青柳1800番地 電話番号023(685)2623
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和8年3月19日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
株式会社コア 山形市松波一丁目12番15号
- 5 随意契約に係る契約金額  
1の(1)から(2)までのそれぞれについて次のとおり。  
(1) 1件当たり2,651,220円  
(2) 1件当たり2,687,850円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第2号該当

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年5月29日

山形県立中央病院長 鈴木 克 典

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量 超電導磁気共鳴画像診断装置保守点検 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立中央病院事務部経営戦略課調達室 山形市大字青柳1800番地 電話番号023(685)2623
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和8年3月19日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 シバタインテック株式会社 山形県山形市南館西14-11
- 5 随意契約に係る契約金額 48,399,120円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第2項第1号該当

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年5月29日

山形県立新庄病院長 長 瀬 輝 顕

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量 A重油 900キロリットル

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立新庄病院事務部総務課施設用度係 新庄市金沢720番地の1  
電話番号0233(22)5525
- 3 落札者を決定した日 令和8年3月30日
- 4 落札者の名称及び所在地  
野口鉱油株式会社 天童市鎌田一丁目13番1号
- 5 落札金額 1リットル当たり 139.15円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和8年2月17日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年5月29日

山形県立河北病院長 佐藤敏彦

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
全身用X線CT診断装置保守業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立河北病院事務部総務課施設用度係  
西村山郡河北町谷地字月山堂111番地
- 3 落札者を決定した日 令和8年3月30日
- 4 落札者の名称及び所在地  
東北医療機器株式会社 山形市蔵王成沢422番地の2
- 5 落札金額 126,500,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和8年2月17日

正 誤

発行年月日	県公報 番号	ページ	行	誤	正
昭和57. 4. 1	号外 (30)	5	17	兼職等認申請書	兼職等承認申請書